

奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則

平成20年4月1日
制 定

改正 平成21年3月6日規則第17号

改正 平成22年2月18日規則第5号

改正 平成26年5月29日規則第26号

改正 平成28年1月28日規則第3号

(目的)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第91条の3に規定する、奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則を定める。

(学生の研究指導等)

第2条 学生は、授業科目の履修等に関して、2名以上の指導教員の指導を受けなければならない。

2 指導教員は、学生の申請に基づいて、教授会の議を経て学長が決定する。

(授業科目)

第3条 授業科目は、共通科目、実践科目（演習科目、実習科目、研究科目）、現代的教育課題科目（特別支援教育に関する科目を含む）から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位及び履修方法等)

第4条 学生は、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。

- | | |
|-------------|------------------|
| 一 共通科目 | 18単位（各領域2単位以上必修） |
| 二 実践科目 | 19単位 |
| 三 現代的教育課題科目 | 8単位 |

(実習科目の免除)

第5条 現職教員である学生については、実践科目における実習科目のうち「課題探究実習Ⅰ」、「課題探究実習ⅡA又は課題探究実習ⅡB（特別支援教育）」、「課題解決実習Ⅰ」の全部又は一部を免除できるものとする。

2 実習科目の免除要件は次のとおりとし、該当する学生で免除を希望する場合は、「実習科目免除願」を、入学後所定の期間内に学長に提出するものとする。

実習の種類	単位数	免除要件
課題探究実習Ⅰ	2	教職経験のある学生が、口頭試問及びレポート等により当該実習科目の到達目標基準に到達していると判断された場合
課題探究実習ⅡA 又は 課題探究実習ⅡB (特別支援教育)	2	同上

課題解決実習 I	4	教職経験のある学生が、与えられたテーマに基づいて記述したものについて、口頭試問等により当該実習科目の到達目標基準に到達していると判断された場合
----------	---	---

3 前項に定めるもののほか、実習科目の免除に関し、必要な事項は、別に定める。
(履修届)

第6条 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、所定の履修届を期日までに届けるものとする。

(履修できる単位数の制限)

第7条 履修科目の登録は、年間38単位を上限とする。

(小学校教員免許取得プログラムの受講)

第8条 小学校教員免許状を取得することを目的としたプログラム（以下「小学校教員免許取得プログラム」という。）の受講を許可された学生は、本学教育学部において開設する授業科目のうち、小学校教員免許状（一種）を取得するために必要な授業科目を履修することができる。

2 小学校教員免許取得プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験に合格した学生には所定の単位を与えるものとする。

(特別支援学校教員免許取得プログラムの受講)

第8条の2 特別支援学校教員免許状を取得することを目的としたプログラム（以下「特別支援学校教員免許取得プログラム」という。）の受講を許可された学生は、本学教育学部において開設する授業科目のうち、特別支援学校教員免許状（一種）を取得するために必要な授業科目を履修することができる。

2 特別支援学校教員免許取得プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験に合格した学生には所定の単位を与えるものとする。

(成績評価等)

第9条 成績評価は、A（100-90）、B（89-80）、C（79-70）、D（69-60）及びE（59-0）の5段階の評語をもつて表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。

(学部授業科目の履修)

第10条 学生は、高度専門職業人として教育上有益となる場合に限り、奈良教育大学教育学部において開設する授業科目を履修することができる。

2 前項の規定に基づき履修し修得した単位は、第4条1項の各号に掲げる単位数には含めないものとする。ただし、履修する単位は第7条に規定する年間履修単位数制限内とする。

3 第1項の学部授業科目の履修については別に定める。

(修士課程授業科目の履修)

第11条 学生は、奈良教育大学大学院教育学研究科修士課程が開設する授業科目について、授業担当教員の許可を得て、在学中12単位までの範囲で履修することができる。

2 前項の規定に基づき履修し修得した単位は「その他科目」とし、第4条1項の各号に掲げる単位数

には含めないものとする。ただし、履修する単位は第7条に規定する年間履修単位数制限内とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第17号）

この規則は、平成21年3月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第26号）

この規則は、平成26年5月29日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

附 則（平成28年規則第 3号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- 2 平成27年度までに入学した者については、従前の規定を適用する。

別表（第3条第2項関係）

科目区分		授業科目	単位	修了要件等		
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する領域	① カリキュラムと評価の連動	2	18単位以上 (各領域から1科目2単位以上必修)		
		② 教育課程の開発と改善	2			
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	① 授業方法と学習形態の工夫（ICTの活用を含む）	2			
		② 教材教具開発	2			
	生徒指導及び教育相談に関する領域	① 生徒指導・学校教育臨床	2			
		② 学級づくりと集団づくり	2			
		③ 発達障害児の理解と支援	2			
	学級経営及び学校経営に関する領域	① 学級・学校経営実践論	2			
		② 学校組織とアカウンタビリティ	2			
		③ 地域とつくる学校	2			
	学校教育と教員の在り方に関する領域	① 教師のキャリア発達と教育	2			
		② 学校危機管理論	2			
		③ インクルーシブ教育原論	2			
	実践科目	演習科目	① アクションリサーチ		1	4単位以上 (①～④は必修)
			② ポートフォリオとキャリア発達		1	
③ ケース・スタディ			1			
④ 学校実践省察			1			
⑤ 授業力基礎演習（教科内容を含む）			1			
⑥ 授業力応用演習			1			
実習科目		① 課題探究実習Ⅰ	2	12単位以上 (①、②、④、⑤ 又は①、③、④、 ⑥必修)		
		② 課題探究実習ⅡA	2			
		③ 課題探究実習ⅡB（特別支援教育）	2			
		④ 課題解決実習Ⅰ	4			
		⑤ 課題解決実習ⅡA	4			
		⑥ 課題解決実習ⅡB（特別支援教育）	4			
		⑦ へき地学校実習	1			
研究科目		① 課題研究	2	3単位必修		
		② 実践理論研究	1			
現代的教育課題科目 (特別支援教育に関する科目を含む。)	① 組織で進める学校評価・校内研修	2	8単位以上 (選択)			
	② ミドルリーダーの役割とメンターリングの手法	2				
	③ 教師の成長とアセスメント	2				
	④ 学習指導と教師の役割	2				
	⑤ 授業設計と評価	2				
	⑥ 小学校外国語とそのコーディネーション	2				
	⑦ 感性を育む教育実践	2				
	⑧ 子どもと保護者の心をつかむコミュニケーション実践論	2				
	⑨ 生徒指導における予防的・開発的指導	2				
	⑩ 子ども理解と教育	2				
	⑪ LD児・ADHD児の理解と支援	2				
	⑫ 特別支援教育の教育課程・授業論	2				
	⑬ 特別支援教育の生理・病理	2				
	⑭ 重度障害児の理解と支援	2				
	⑮ 特別支援学校・学級経営論	2				
	⑯ 特別支援アセスメント事例研究	2				
	⑰ 特別支援教育コーディネーター論	2				
	⑱ 特別支援教育のシステム論	2				
	⑲ 特別支援教育の心理学	2				
	⑳ 自閉症児の理解と支援	2				